

カンボジア王国  
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国投資法改正法に関する法の施行に関する  
2005年9月27日付  
政令  
第111 ANK/BK号

カンボジア王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2004年7月15日付勅令第NS/RKT/0704/124号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付王国法第02/NS/94号
- カンボジア王国投資法に関する1994年8月5日付王国法第03/NS/94号およびカンボジア王国投資法の改正を公布する2003年3月24日付王国法第NS/RKM/0303/009号
- 税法を公布する1997年2月24日付王国法第NS/RKM/0297/03号および税法の改正を公布する2003年3月31日付王国法第NS/RKM/0303/010号
- カンボジア王国投資法の施行に関する1997年12月29日付政令第88/ANK/BK号、ならびに、カンボジア王国投資法の施行に関する政令の改正に関する1999年6月11日付改正政令第53/ANK/BK号および1999年6月11日付政令第53/ANK/BK号の改正に関する2001年12月26日付第130/ANK/BK号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する2001年7月27日付政令第70/ANK/BK号、ならびに、2001年7月27日付政令第70/ANK/BK号の改正に関する2002年11月12日付改正政令第112/ANK/BK号および2004年8月4日付第35/ANK/BK号
- 2005年9月2日の閣議中の閣僚評議会(Council of Ministers)の承認をもって、

次の通り決定する

## 第 1 章 総則

### 第 1 条：政令の適用範囲

- 1.1 **目的**：本政令は、投資法の適用および施行を補足および規定するものであり、また、カンボジア法人および外国法人によるカンボジア王国における投資を奨励および規制することを目的とする。
- 1.2 **適用範囲**：本政令は、本評議会（CDC）および州・特別市投資小委員会（PMIS）において登録された各 QIP について適用される。

### 第 2 条：投資範囲

投資活動：本政令は、投資法第 7 条に定める本政令第 1 部附則 1 の不適格リストに記載する活動以外のすべての投資活動に適用される。

### 第 3 条：外国法人およびカンボジア法人による投資

- 3.1 **外国法人およびカンボジア法人による投資**：王国政府は、本政令第 2 条の制約に従うことのみを条件に、すべての経済活動についてのカンボジア法人および外国法人からの投資を歓迎する。
- 3.2 **名義人の使用**：カンボジア国民の管理下にある個人または法人は、外国法人もしくは外国人の活動を規制または禁止する本政令の適用を回避する目的で、外国法人のために、またはこれを代表して、直接もしくは間接に、行為を行ってはならない。

### 第 4 条：定義

本政令において、次の用語は、以下に定義する意味を有する。

「申請者」とは、投資案を本評議会（CDC）または州・特別市投資小委員会（PMIS）に提出する個人または団体を意味する。

「カンボジア人投資家」とは、カンボジア国民またはカンボジア法人である投資家を意味する。

「カンボジア法人」とは、カンボジア王国で登記され、カンボジア王国にその事業所が所在する会社で、カンボジア国籍の者がその株式の 51 パーセント以上を保有するものを意味する。

「コンプライアンス証明書」とは、投資法新第 14.2 条または新第 24 条に基づき提出するよう求められ、本政令第 18.2 条に基づき発行される責務履行証明書を意味する。

「条件付登録証明書」とは、投資法新第 7 条第 3 項および本政令第 6.3 条の定めにより本評議会または州・特別市投資小委員会が発行する文書を意味する。

「建設資材」とは、敷地内の備品等の建設品目で、QIP の建設の初期段階もしくは拡張工事初期段階で投資活動を実施するために使用される施設の建設において、完全加工されおよび利用されるものを意味する。

「本評議会」とは、投資法第 3 条により設立されるカンボジア開発評議会を意味する。

「本評議会政令」とは、カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2001 年 7 月 27 日付政令第 70/ANK/BK 号、ならびにその後の 2002 年 11 月 12 日付改正第 112/ANK/BK 号および 2004 年 8 月 4 日付改正第 35/ANK/BK 号を意味する。

「関税」とは、関税地域内への輸入または関税地域外への輸出の際に商品に課せられる関税率表に記載する外国貿易に対する税を意味する。

「国内 QIP」とは、輸出を目的としない QIP を意味する。

「輸出 QIP」とは、カンボジア王国外の購入者または譲受人に対してその製品の一部を販売または譲渡する QIP を意味する。

「財産管理法」とは、毎年の財産管理法を意味する。

「最終投資登録証明書」とは、投資法第 7 条第 7 項および本政令第 7.3 条の定めにより、本評議会または州・特別市投資小委員会が発行する文書を意味する。

「外国法人」とは、カンボジア法人以外の法人またはカンボジア法に準拠して設立されたものではない法人を意味する。

「投資活動」とは、QIP に基づきカンボジアにおいて実施される事業活動を意味する。

「投下資本」とは、土地価格および運転資本以外の、米国通貨で示される投資価値を意味する。

「投資保証」とは、本政令定めるように投資法第 4 章に記載する保証であり、本政令のすべての要件を遵守する投資家が利用することのできるものを意味する。

「投資優遇措置」とは、投資法第 5 章および本閣僚会議令に定める優遇措置で、本政令のすべての要件を遵守する投資家が利用することのできるものを意味する。

「投資案」とは、QIP を設立する目的で本評議会または州・特別市投資小委員会に提出される提案書を意味する。

「本投資家」とは、QIP を実施する者を意味する。

「投資法」とは、1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号により公布された投資法で、2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号により公布されるカンボジア王国投資法改正法により改正されたものを意味する。

「税法」とは、1997 年 2 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0297/03 号により公布された法で、2003 年 3 月 31 日付王国法第 NS/RKM/0303/010 により公布される税法改正法により改正されたものを意味する。

「機械部品」とは、耐用年数が 2 年未満の生産設備の部品を意味し、当該部品および設備の予備品が含まれる。

「不適格リスト」とは、本政令附則 1 に記載する投資プロジェクト一覧を意味する。

「者」とは、自然人または法人を意味する。

「生産設備」とは、その輸入から 2 年以内に自然に変形または消耗することのない生産資材の実質的加工に用いられる機器および道具を意味し、情報技術設備または自動車が含まれる。

「生産資材」とは、輸入から 2 年以内に QIP の生産過程において完全加工または利用される商品の意味し、原材料、半製品および生産付属品が含まれる。これには、事務用設備および備品、石油製品、車両および車両用予備部品は含まれない。

「生産物」とは、加工された生産資材により生産される商品の意味する。

「専門サービス」には、法律、財務、会計、監査、税務相談、建築、工業技術、情報技術サービス、広告および管理サービスが含まれるが、これらに限定されるものではない。

「州・特別市投資小委員会」(PMIS)とは、州および特別市レベルで 投下資本が 2,000,000 米ドル (2 百万米ドル) 未満の投資プロジェクトについて検討および承認するために、政令が設立する州または特別市の小委員会を意味する。

「適格投資プロジェクト」または「QIP」とは、最終投資登録証明書が発行されている投資プロジェクトを意味する。

「裾野産業 QIP」とは、製品の 100 パーセントが、通常輸入される原材料および付属品とは異なり、輸出産業への供給に用いられる QIP を意味する。

「営業日」とは、カンボジア王国政府の公式営業日である暦日を意味する。

## 第 2 章 投資案および登録証明書

### 第 5 条：条件付投資登録証明書の申請

- 5.1 **申請および費用**：投資優遇措置および保証、または投資保証のみの取得を希望する者は、本評議会または州・特別市投資小委員会に対し、適切な委任状を付し、すべての関係省庁および機関による承認、認可、許可または登録を担保するための管理手数料（印紙税を含む）として 7,000,000（七百万）リエルの申請費用を支払い、申請書に記入および申請者または申請者の代理人が正式に署名して、投資案を提出するものとする。
- 5.2 **申請書**：投資案の申請書は、本政令附則 2 に記載する。
- 5.3 **行為権限証明書**：申請者またはその代理人が投資案に署名した場合、かかる者の署名権限を証明する文書を、投資案に添えて、評議会または州・特別市投資小委員会に提出しなければならない。
- 5.4 **複数の活動案件**：複数の投資活動への投資および実施を提案した場合は、登録されれば QIP として実施されるが、各投資活動について個別に投資案を提出しなければならない。
- 5.5 **利益税（Tax on Profit）免除の選択**：最終投資登録証明書を受領するにあたり、本政令第 15 条に従い、投資法第 14.1 条が定める利益税免除を受ける資格を得ようとする申請者は、投資案に書面でその旨記載しなければならない。
- 5.6 **他の財務上の控除の排除の選択**：第 5.5 項における選択を行うにあたり、申請者は、投資法第 14.1 条が定める免税期間を利用する選択をした場合、投資家が QIP に関して税法に基づき利用できる投資控除を請求する資格を失う旨了解しているものとする。

- 5.7 **投資保証のみの選択**：投資保証のみを受けることを希望する申請者は、申請者が QIP でなく、投資法の投資保証の対象となる限りにおいて、申請書への記載をもって選択することができる。この場合、評議会および州・特別市投資小委員会は、申請者に対し特別の許可を発行するものとする。

## 第 6 条：投資案の登録、またはその拒絶

- 6.1 **登録処理**：評議会または州・特別市投資小委員会は、第 5.1 条に基づき投資案提出日より 3 営業日以内に、以下の事項を行わなければならない。

- (a) (b)項または(c)項のいずれも該当しない場合、第 6.3 項に従って投資案を登録し、申請者に通知する。
- (b) 投資案が以下のいずれかの投資活動に関するものである場合、投資案を拒否し、第 6.6 項に従って申請者に通知する。
  - (i) 不適格リストに含まれているもの
  - (ii) 当該投資家または他の者により過去に実施されたことがあるか、現在実施されていて、既に投資法に基づく投資優遇措置を受領しているもの。
- (c) 投資案に第 5.1 項が定めるすべての情報が記載されていない場合、投資案を拒否し、第 6.6 項に従って申請者に通知する。
- (d) 評議会または州・特別市投資小委員会は、評議会および州・特別市投資小委員会のワンストップ・サービスを介する処理を要するような、国益に関するまたは環境に影響のある特定の投資プロジェクトの登録を延期する権利を有する。この場合、評議会および州・特別市投資小委員会は、申請者に対し、投資案提出日から 3 営業日以内にその具体的理由を通知するものとする。

- 6.2 **投資案の改正**：評議会に対して行われた投資案が本政令第 5 条に従ったものでない場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、申請者に対し投資案提出日より 3 営業日以内に書面で通知を行い、投資案を修正の上再提出するよう求めることができる。

- 6.3 **条件付投資登録証明書の発行**：評議会または州・特別市投資小委員会が第 6.1 項(a)により投資案を登録した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、投資案提出日より 3 営業日以内に申請者に対し、附則 3 に定める様式で、以下の情報を記載した条件付投資登録証明書を発行しなければならない。

- (a) QIP を合法的に実施するために必要なすべての承認、認可、免許、許可または登録の一覧、および申請者がかかる文書の発行要件を満たした場合にかかる文書の発行を担当する州または特別市の各省、部署、当局、法人または王国政府の各機関の一覧。
- (b) 第 5.5 項、第 5.6 項または第 5.7 項により申請者が行う選択。
- (c) 最終投資登録証明書が発行された場合に投資プロジェクトに認められる投資優遇措置および保証。投資法第 14.1 条における利益税免除期間を含む。
- (d) 申請者が第 5.7 条により行った選択、およびその後の投資優遇措置を受ける資格の喪失。
- (e) QIP を実施する法人の定款の承認。

6.4 **条件付投資登録証明書発行の不履行**：評議会または州・特別市投資小委員会が第 6.3 項に基づく条件付投資登録証明書を発行しなかった場合、または 3 営業日以内に第 6.6 項に基づく不適格通知書を発行しなかった場合、投資案は登録されたものをみなし、評議会または州・特別市投資小委員会は、直ちに申請者に対し、条件付投資登録証明書を発行しなければならない。

6.5 **条件付投資登録証明書に添付する情報**：評議会または州・特別市投資小委員会は、第 6.3 項 (a) が定める承認、認可、免許、許可または登録のそれぞれについて、条件付投資登録証明書と併せ、投資方針および評価基準を発行しなければならない。

6.6 **不適格通知書**：評議会または州・特別市投資小委員会が第 6.1 項 (b) に基づき投資案を拒否した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、申請者に対し、以下を記載した不適格通知書を発行しなければならない。

(a) 投資案が受領されなかった理由

(b) 評議会または州・特別市投資小委員会が修正投資案を登録できるような追加情報

## 第 7 条：最終投資登録証明書の発行

**本評議会または州・特別市投資小委員会による各種承認、認可の支援**：評議会または州・特別市投資小委員会は、6.3 項に従って条件付投資登録証明書を発行した後、申請者に代わり、第 6.3 項 (a) に定める州・特別市の関係省庁、局、機関、法人、または王国政府の機関による承認、認可、免許、許可または登録の発行を支援しなければならない。

- 7.1 **保証金の支払い**：投資家は、コンセッション契約により求められるインフラ整備の営業権の場合を除き、自己の投資に対する保証金の支払いを求められない。
- 7.2 **最終投資登録証明書の発行**：条件付投資登録証明書の保有者が第 6.3 項(a)に定めるすべての承認、認可、免許、許可または登録を取得した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、最終投資登録証明書を発行しなければならない。
- 7.3 **最終投資登録証明書の発行期間**：条件付投資登録証明書の保有者が当該証明書の発行日より 28 営業日以内に第 6.3 項(a)に定めるすべての承認、認可、免許、許可または登録を取得していない場合であっても、評議会または州・特別市投資小委員会は、最終投資登録証明書を発行しなければならない。
- 7.4 **その他の承認の申請**：評議会または州・特別市投資小委員会が第 7.4 項により最終投資登録証明書を発行した場合であっても、提案された QIP を合法的に実施するために必要なすべての承認、認可、免許、許可または登録を取得または受領する申請者の義務が免除されるわけではない。
- 7.5 **QIP の開始**：QIP は、当該 QIP についての最終投資登録証明書の発行日に開始し、これにより、投資法第 1.41 条および本政令第 15.1 項に基づく利益税免除期間も開始する。
- 7.6 **その他の承認の請求義務**：QIP は、住所、本社、事業所、会社名、株式の変更またはその他投資案の変更、および投資家の定款の変更がある場合、その許可を得るため、評議会または州・特別市投資小委員会が 10 営業日以内に当該事項について決定できるよう、かかる変更を行う日の前 10 営業日以内に、評議会または州・特別市投資小委員会に対し、所定の手続に従い書面による申請を行うものとする。

## 第 8 条：最終投資登録証明書の撤回または取消し

- 8.1 **最終投資登録証明書の撤回**：最終投資登録証明書は、本投資案が以下の事項に当てはまる場合には、評議会または州・特別市投資小委員会が発行した日より撤回されるものとする。
- (a) 詐欺または不実表示により最終投資登録証明書またはコンプライアンス証明書を取得した場合
- (b) 第 7.3 項に定めるすべての文書を受領した後 6 ヶ月以内に投資活動を開始しなかった場合。ただし、別途の期間を定めたコンセッション契約の場合を除く

- 8.2 **最終投資登録証明書の取消し**：投資家が投資法新第 21 条に基づき最終投資登録証明書の取消しを評議会または州・特別市投資小委員会に申請した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、投資家が投資法新第 22 条および新第 23 条を完全に満たす限り、最終投資登録証明書を取消さなければならない。
- 8.3 **最終投資登録証明書の撤回通知**：評議会または州・特別市投資小委員会が本条に従って最終投資登録証明書を撤回した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、当該撤回につき、投資家に書面で通知しなければならない。
- 8.4 **異議申立**：本条に基づき最終投資登録証明書が評議会または州・特別市投資小委員会により撤回された場合、投資家は、第 8.3 項に基づく評議会または州・特別市投資小委員会からの書面による撤回通知の日または当該通知を受領した日から 20 営業日以内に、評議会の共同議長に書面で異議申立をすることができる。
- 8.5 **投資優遇措置の受給資格の喪失**：その最終投資登録証明書が撤回または取消された QIP は、かかる撤回または取消の日以降、最終投資登録証明書に記載する投資優遇措置を請求する権利を有しない。

### 第 3 章 QIP の吸収・合併

#### 第 9 条：QIP の合併

- 9.1 複数の本投資家、または単独の投資家とその他の者が、合併して新たな法人を設立することに合意し、かかる新法人が本投資家の QIP を実施することを希望しかつ当該 QIP の最終投資登録証明書に規定する投資優遇措置および保証を受ける資格を有する場合、合併および最終投資登録証明書の移転前 10 営業日以内に、当該新法人は、評議会または州・特別市投資小委員会に対し、投資家の登録、および QIP の最終投資登録証明書の新法人への移転をするよう、書面で申請しなければならない。
- 9.2 評議会または州・特別市投資小委員会は、第 9.1 項に基づく申請を検討し、かかる申請の受領日より 10 営業日以内に、登録および最終投資登録証明書の移転の承認または拒否につき、当該新法人に対し書面で通知しなければならない。

## 第 10 条：未登録者による QIP の吸収

- 10.1 未登録者が QIP の所有権を購入しかつ本投資家の QIP を実施することを希望し、さらに QIP の最終投資登録証明書に規定する投資優遇措置および保証を受ける権利を有する場合、かかる購入者は、評議会または州・特別市投資小委員会に対し、投資家の登録、および QIP の最終投資登録証明書の新法人への移転をするよう、最終投資登録証明書の移転前 10 営業日以内に書面で申請しなければならない。
- 10.2 評議会または州・特別市投資小委員会は、第 10.1 項に基づく申請について審査し、申請の受領より 10 営業日以内に登録および最終投資登録証明書の移転の承認または拒否につき、当該購入者に対し書面で通知しなければならない。
- 10.3 投資家の株式の譲渡により譲受人が投資家の経営権を取得した場合、投資家は、評議会または州・特別市投資小委員会に対し、評議会または州・特別市投資小委員会が 10 日以内にかかる事項について決定することができるよう、当該譲渡前 10 営業日以内に譲渡を申請し、譲受人の名称および住所を提出しなければならない。
- 10.4 第 10.3 項において、「経営権」とは、本投資家の株式の少なくとも 20%を保有することを意味する。

## 第 11 条：その他の投資家による QIP の吸収

- 11.1 登録済投資家が QIP の所有権を購入し、投資家により実施される QIP の投資優遇措置および保証を受ける権利を有する場合、かかる権利を得るには、購入投資家は、取得前 10 営業日以内に当該吸収につき、評議会または州・特別市投資小委員会に書面で申請しなければならない。
- 11.2 評議会または州・特別市投資小委員会は、第 11.1 項に基づく申請を検討し、かかる申請の受領より 10 営業日以内に登録および最終投資登録証明書の移転の承認または拒否につき、当該購入投資家に対して書面で通知しなければならない。

## 第 12 条：登録または承認申請の不履行

新規参入者または購入投資家が第 9 条または第 10 条に従い、評議会または州・特別市投資小委員会への登録申請を行わなかった場合、または、購入投資家が第 11 条に従い、評議会または州・特別市投資小委員会への申請を行わなかった場合、かかる新規参入者または購入投資家は、QIP の投資優遇措置および保証を受ける権利を有しない。

## 第4章 合弁事業

### 第13条：合弁事業

QIP は、合弁事業の形態をとることができる。合弁事業は、カンボジア法人間、カンボジア法人および外国法人間、また、外国法人間で設立することができ、また、王国政府機関との合弁事業も含む。国籍または各株主の株式保有率による制限はない。ただし、合弁事業がカンボジア王国の土地または土地に関する権利を所有するか、所有することを意図する場合を除く。この場合、カンボジア法人以外の者すべての総株式保有率は、49パーセントを超えてはならない。

## 第5章 課税

### 第14条：一般原則

14.1 **納税義務**：本投資家は、財産管理法、税法および投資法ならびに関連規則の各条項が定める義務を負い、これを遵守しなければならない。

14.2 **天然資源**：石油および天然ガスの開拓の分配契約により得られる利益または天然資源関連活動（木材、鉱石、金および貴石など、しかし、これらに限定されない）からの利益については、利益税の税率は、税法改正法第20.2条に従って決定する。

14.3 **制限事項**：税および関税の全部または一部の免除は、本政令の規定により、利益税および関税の支払についてのみ適用されるものとする。かかる例外には、以下のものは含まれない。

(a) 税法新第25条および新第26条が定める給与税および源泉徴収税、ならびに配当の分配に対する追加利得税

(b) 付加価値税、一定の商品およびサービスに対する従量税、輸入時に支払う関税、ならびに現行法が規定するその他の税

### 第15条：利益税 (Tax on Profit)

15.1 **利益税免除の期間**：投資法第14.1条に従い、利益税免除期間（始動期間、3年、および優先期間を合計した期間）は、本条に従って決定する。

15.2 **始動期間(Trigger Period)** : 投資法第 14.1 条において、利益税免除期間の始動期間は、最終投資登録証明書の発行から下記のうちのいずれか早期に到来した年度の直前の課税年度最終日までの期間をいう。

(a) QIP より利益が生じた場合、初めて利益のあった課税年度

(b) QIP に商品またはサービスの販売に関する投資活動から所得が生じた場合、初めて所得のあった課税年度から 3 度目の課税年度

本項および投資法第 14.1 条において、利益とは、税法第 17 条の損失繰越規定にかかわらず、税法の規定に基づき算出される課税利益を意味する。

15.3 **3 年** : この 3 年の期間は、始動期間直後の課税年度から、その後続く 2 年の課税年度である。

15.4 **優先期間(Priority Period)** : 財産管理法が定める優先期間は、第 15.3 項に規定する 3 年の期間の 3 年目の課税期間の直後より開始する。

15.5 **投資法改正法の公布後に登録された QIP に対する利益税の前払** : 利益税の前払いは、投資法第 14.1 条の規定により、利得税が免除された QIP には適用されない。

15.6 **投資法改正法の公布前に承認された QIP に対する利益税の前払(Prepayment of the Tax on Profit)** : 投資法新第 24 条(2)の対象となる QIP は、税法新第 28 条に従って、すべての税（ただし前月に生じた付加価値税を除く）込みの売上高の 1%の利益税を毎月前払いするものとする。カンボジア王国投資法改正法が定める免除期間中に生じた QIP の売上高は、利益税の前払いが免除される。

15.7 税法新第 24 条に従い、QIP は、最低課税 (Minimum Tax) の対象にならない。

## **第 16 条 : 生産設備、建設資材および生産資材に対する関税免除**

16.1 **生産設備および建設資材控除—国内 QIP** : 投資法第 14.5 条に従い、国内 QIP が輸入した生産設備および建設資材は、関税を免除される。QIP が自ら製造した製品の一部を直接輸出することができる場合、または輸出産業に対してこれらを供給した場合は、輸入の時点で課税され、直接もしくは間接に、後に輸出された商品生産に用いられた生産資材の数量に応じて四半期報告書の審査を経て、関税免除の対象になるものとする。

16.2 **生産設備、建設資材および生産資材に対する関税免除—輸出 QIP** : 投資法第 14.6 条に従

い、輸出 QIP により輸入された生産設備、建設資材および生産資材は、関税を免除される。ただし、保税倉庫機能に基づき運営する輸出 QIP については、関税免除は、かかる機能について適用される現行の関税法および規則に従うものとする。輸出されていない加工済み生産資材は、関税および四半期報告書の審査後の輸入の時点で適用される税金の支払対象となるものとする。

16.3 **生産設備、建設資材および生産資材に対する関税免除—裾野産業 QIP**：投資法第 14.7 条に従い、裾野産業 QIP が輸入する生産設備、建設資材および生産資材は、関税を免除される。ただし、裾野産業 QIP が製造した製品の 100%を輸出産業に供給せず、または直接その製品を輸出した場合、QIP は、四半期報告書の審査後に輸出産業向けに供給されなかった生産資材、または直接輸出された生産資材の数量に応じて、関税および税金を支払うものとする。

16.4 **関税免除手続**：評議会は、以下の通り行わなければならない。

(a) 各投資目的により QIP が行った生産設備、建設資材および生産資材の輸入および使用についての優遇措置の付与を検討するために、評議会および経済財務省のメンバーより構成される相互組織を設立する。

(b) QIP が関税免除の資格を得るための手続の詳細な指針を作成する。

16.5 **生産設備、建設資材および生産資材の譲渡または販売**：輸入に際し関税が免除される生産設備、建設資材または生産資材が QIP の目的に関係のない方法で販売または使用された場合、投資家は、直ちに以下を行うものとする。

(a) 譲渡または販売が評議会からの事前の認可をもって行われた場合、現行の関税法および規則に基づいて計算される額の関税を 28 営業日以内に支払う。

(b) 譲渡または販売が評議会からの事前の認可なしに行われた場合、現行の関税法および規則に基づいて計算される額の関税、税金および罰金を 28 営業日以内に支払う。

(c) 本第 16.5 条(a)および(b)が定める関税、税金および罰金の支払いの不作为または遅延があった場合、他の関税に関する罰金の支払いと共に、輸入許可の一時停止処分の対象になるものとし、また投資法に基づき提出された関税免除申請の調査の対象になるものとする。

- 16.6 **生産設備または建設資材および生産資材の他の投資家への譲渡または販売**：投資家またはその代表者は、評議会に対し、関税免除で輸入された生産設備、建設資材または生産資材を QIP で使用するために他の投資家に譲渡または販売するに際し、その承認申請を行うことができる。

## 第 6 章 報告義務およびコンプライアンス証明書

### 第 17 条：報告義務

- 17.1 **課税報告義務**：税法新第 104 条が定めるように、QIP は、その最終投資登録証明書の発行日より、月次および年次税務申告書を提出するものとし、また、課税年度のコンプライアンス証明書と併せ、各税務規則により課される税の一切を国税局に支払うものとする。
- 17.2 **関税免除報告義務**：QIP が輸入する生産設備および建設資材はすべて、あらゆる通関手続の対象となる。輸入から 30 営業日以内に、QIP は、評議会および国税局に対し、通関手続書類（政府指定機関が発行したかかる商品の評価書類を含む）の認証謄本を提出しなければならない。

### 第 18 条：コンプライアンス証明書

- 18.1 **コンプライアンス証明書**：各課税年度において、QIP は、コンプライアンス証明書の発行を受けない限り、投資優遇措置の請求権および受領権を有しない。
- 18.2 **自動発行**：第 18.4 項および第 18.5 項に基づく評議会の取消しにより、評議会は、各会計年度末より 90 営業日以内に QIP に対しコンプライアンス証明書を発行するものとする。
- 18.3 **発行の不履行**：評議会が第 18.2 項に従いコンプライアンス証明書の発行をしなかった場合、かかるコンプライアンス証明書は、発行されたとみなされる。ただし、第 18.4 項および第 18.5 項の取消しの対象となる。
- 18.4 **審査権**：評議会は、コンプライアンス証明書を有する QIP につき、QIP が第 18.6 項が定める情報をすべて提供したか否かを判断するため、審査を行うことができる。

- 18.5 **投資優遇措置の受給資格の喪失**：評議会は、第 18.4 項に基づく審査の結果、QIP が本条に定める情報すべてを提供していないとの合理的な判断に至った場合、かかる QIP のコンプライアンス証明書を取り消すことができる。QIP は、コンプライアンス証明書の取消しの日よりすべての投資優遇措置を受ける権利を喪失する。
- 18.6 **提供すべき情報**：QIP を実施する各投資家は、評議会に以下のものを提供しなければならない。
- (a) 翌年 3 月 31 日までの貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書および備考より成る年次財務諸表
  - (b) 投資家につき以下を証明する国税局の納税証明書
    - (i) 月次の納税申告書に従い、適時に提出したこと。ただし、当該年のかかる納税申告が税法により定められている場合を除く。
    - (ii) 監査課税期間中について国税局が決定したすべての税、課徴金、利息および追加料金を支払ったこと。
  - (c) 生産のための生産設備および生産資材の有効な輸入に関する四半期報告書、QIP の完成品の有効な輸出に関する四半期報告書、ならびに不動産の年次在庫表
  - (d) **CIB 01S** フォームの投資情報シート

## 第 7 章 所有権者および土地使用

### 第 19 条：所有権者

- 19.1 **所有権者**：投資活動を行うための土地所有権は、現行法に従い、カンボジアの自然人または法人に付与される。
- 19.2 **所有権の登録**：土地所有権を登録するには、投資家は、当該不動産が所在する地域の地籍局（Cadastral Office）への登録に要する、あらゆる形式の書類に記入するものとする。
- 19.3 **所有権**：カンボジア王国憲法に基づき、外国の自然人または法人は、カンボジア王国に土地を所有することはできない。

## 第 20 条：土地の使用

- 20.1 **カンボジア法人**：所有権に加え、カンボジア人投資家は、あらゆる形態（営業権、賃貸借、譲渡および担保権の設定等）で、土地を使用する権利を有する。
- 20.2 **外国法人**：外国法人は、あらゆる形態（営業権、15 年以上の長期賃貸借、更新可能な短期賃貸借等）で、土地を使用することができる。土地使用权には、契約書が定める期間における建物、賃借人が行った加工または改修に対する権利が含まれる。ただし、かかる使用は現行法に従うものとする。
- 20.3 **国有地の賃貸借**：国家から土地を賃借している自然人または法人は、国有財産の管理に関する規則に従うものとする。
- 20.4 **転貸**：国家より土地を賃借している自然人または法人は、かかる土地を第三者に転貸することができる。ただし、かかる自然人または法人が所轄官庁の事前の明示の承認または認可を取得している場合に限るものとする。

## 第 8 章 労働力

### 第 21 条：労働力の使用

評議会は、投資家に随伴する外国人配偶者のために、移民法および移民規則に従い、査証、滞在権および適切な旅行許可を取得することができるよう、投資家に助言および支援を行う義務を有する。

投資家が、カンボジア国民に適任者がおらず、外国人職員、経営専門家、技術職員、熟練労働者を採用する場合、評議会は、投資家が現行の労働法、移民法および関連規則に従い、作業の必要に応じて、外国人従業員を採用する権利を取得できるよう支援するものとする。

## 第 9 章 罰則

### 第 22 条：罰則

投資家が本政令または投資法が定める義務を履行しなかった場合、投資家は、本政令第 8.1 条、第 12 条、第 18.5 条、または履行義務の不作为または不履行に関して定めるその他の法の罰則の対象となる。

## 第 10 章 経過規定

### 第 23 条：投資法改正前に承認された投資プロジェクトの QIP 認定

- 23.1 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号により公布されたカンボジア王国投資法に基づき承認された投資プロジェクトで、その活動が本政令の施行日前に行われていたものは、投資家が QIP の認定申請を書面により評議会に提出し、かつ投資法および本政令に定める義務の一切を満たした場合は、QIP として認定される。

評議会は、投資家に対し、3 営業日以内に上記の投資プロジェクトを QIP とする認定証を発行するものとする。

承認されたものの、期間中に何らの投資活動も行わず、または何らの投資活動も開始しなかったが、後に、評議会に対して延期または終了の通知を行わずに活動を延期した投資プロジェクトについては、当該投資プロジェクトは、再開前に QIP の資格を取得するための追加の書類が必要になる。

- 23.2 投資法の改正が採択される前に承認された投資プロジェクトに対する奨励金

投資法の改正が採択される前に承認され、かつカンボジア王国投資法の改正の公布前に 9% の利益税の対象となる QIP として認定された投資プロジェクトは、カンボジア王国投資法の改正および本政令の公布後の会計年度から 5 年以下の経過期間中、かかる 9% の利益税の対象になる。ただし、投資家が本政令第 6 章に規定する義務の一切を満たした場合に限る。

投資法の改正が採択される前に承認され、かつ評議会により QIP として認定を受け、書面により投資優遇措置の支給が通知された投資プロジェクトであっても、生産設備、建設資材および生産資材の輸入について利益税および関税の免除という形で、優遇措置を受ける

資格を有する。ただし、投資家が本政令第 6 章に規定する義務の一切を満たした場合に限る。

## 第 11 章 最終規定

### 第 24 条：廃止

カンボジア投資法の施行に関する 1997 年 12 月 29 日付政令第 88/ANK/BK 号、カンボジア投資法の施行に関する政令の改正に関する 1999 年 6 月 11 日付改正政令第 53/ANK/BK 号、1999 年 6 月 11 日付政令 53/ANK/BK 号の改正に関する 2001 年 12 月 26 日付政令第 130/ANK/BK 号、およびその他本政令に反する規定は、これを廃止する。

### 第 25 条：

閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、カンボジア開発評議会、すべての省の各大臣、すべての機関の長、および各州知事および特別市知事は、その署名の日より、各々の責務に従い、本政令を有効に施行する。

プノンペン、2005 年 9 月 27 日  
首相

フン・セン (HUN SEN)

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- 第 25 条に定義した者
- 公文書保管所および記録所

## 付属 1

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANK/BK 号の付属

### 不適格リスト (第 6.1 条)

#### 第 1 条：関連法および政令が禁じる投資活動

1. 向精神薬および麻薬物質の生産・加工
2. 国際規則または世界保健機構により禁じられた有害性化学物質、農薬・農業用殺虫剤、および化学物質を使用したその他の商品で、公衆衛生および環境に影響を及ぼすものの製造
3. 外国から輸入した廃棄物を使用した電力の加工および発電
4. 森林法により禁じられる森林開発事業
5. 法により禁じられる投資活動 (のちに削除された)

#### 第 2 条：優遇措置の対象とならない投資活動

1. 各種の商業的活動、輸入、輸出、卸売り、小売 (関税非課税店舗を含む)
2. 水路、道路、航空機による輸送サービス。ただし、鉄道分野への投資を除く。
3. 国際標準ホテル以外にあるレストラン、カラオケ店、バー、ナイトクラブまたはマッサージパーラーまたはフィットネスクラブ。ただし、これらが国際標準ホテルにある場合であっても、投資家が業務を行うために非 QIP である第三者に対しかかる場所を賃貸した場合、当該投資家は、投資法改正法に基づき投資家に付与される利益税免除の対象とはならない。
4. 観光サービス提供者、旅行代理店、観光情報および観光広告
5. 各種カジノおよび賭博事業およびサービス
6. 通貨および財務業務およびサービス (銀行、金融機関、保険会社および各種金融仲介業を含む)
7. 新聞およびメディアに関する活動 (ラジオ、テレビ、報道、雑誌、映画、ビデオ製造もしくは複製、劇場、スタジオおよび関連活動を含む)
8. 専門サービス
9. 種の多様性、人の健康および環境に危険を及ぼす遺伝子組換え生物 (Living Modified Organisms: LMOs)
10. 原材料として国内の供給が法的に認められた自然林の木材を使用した木製品の製造および加工
11. タバコ製品の製造
12. 投下資本が 500,000 (五十万) 米ドル未満である食品および飲料の製造
13. 投下資本が 500,000 (五十万) 米ドル未満である繊維工業用製品の製造
14. 投下資本が 500,000 (五十万) 米ドル未満である衣料品、織物、履物、帽子の製造

15. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である、天然木を使用していない家具および備品の製造
16. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である紙および紙製品の製造
17. 投下資本が 1,000,000（百万）米ドル未満である化学薬品、セメント、農業用肥料、化学石油製品の製造
18. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満であるゴム製品およびプラスチック製品の製造
19. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である皮革製品その他の関連製品の製造
20. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である各種金属製品の製造
21. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である電気製品、家電製品ならびに事務製品の製造
22. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である玩具およびスポーツ用品の製造
23. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である自動車、部品および付属品の製造
24. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である清浄水の供給
25. 投下資本が 100,000（十万）米ドル未満である裾野産業で、その全製品（100%）が輸出産業に供給されているもの
26. 投下資本が 8,000,000（八百万）米ドル未満である国際貿易博覧会センターおよび会議場
27. 投下資本が 2,000,000（二百万）米ドル未満、規模が 10,000（一万）平方メートル未満で、十分な駐車場スペースのない現代的市場または商業センターの建設
28. 投下資本が 200,000（二十万）米ドル未満である動物飼料の製造
29. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満であるセラミック製品の製造
30. 投下資本が 4,000,000（四百万）米ドル未満である、産業、農業、観光、インフラ、環境、工業技術、科学その他のサービスに有用な技能開発、技術もしくはポリテクノロジーのための訓練を提供する訓練・教育機関
31. グレードが三ツ星を下回るホテル
32. 100 室未満の客室のホテルまたは 30 室未満の宿および観光者向け地所（リゾート）を有する複合観光センターで、最小長が 10（十）ヘクタール未満のもの。
33. 投下資本が 1,000,000（百万）米ドル未満で、土地の規模が 1,000（千）ヘクタール未満の自然観光事業および自然観光事業地の建設
34. 50（五十）ヘクタール未満の複合リゾート（ホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園を含む）
35. 駐車場
36. 倉庫設備
37. 投下資本が 1,000,000（百万）米ドル未満である、50（五十）床未満で、近代的設備、研究室、外科手術室、X線室、救急救命室、薬局、エレベーター（3階建てまでの）がなく、救急車、死体安置所のない総合診療所
38. 投下資本が 1,000,000（百万）米ドル未満である近代的医薬品の製造
39. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である伝統的医薬品の製造
40. 農業生産：

- 40.1 1,000（千）ヘクタール未満の水田農業
- 40.2 500（五百）ヘクタール未満の各種換金作物
- 40.3 50（五十）ヘクタール未満の野菜
- 41. 家畜生産：
  - 41.1 1,000（千）頭未満の家畜飼育
  - 41.2 100（百）頭未満の乳牛の酪農場
  - 41.3 10,000（一万）羽未満の養鶏場
- 42. 水産：
  - 42.1 5（五）ヘクタール未満の淡水養殖場
  - 42.2 10（十）ヘクタール未満の海水養殖場
- 43. 植林、植樹および野生動物農場：
  - 43.1 1,000（千）ヘクタール未満の植林
  - 43.2 200（二百）ヘクタール未満の植樹
  - 43.3 100（百）頭未満の野生哺乳類飼育
  - 43.4 500（五百）羽未満の野鳥飼育
  - 43.5 1,000（千）匹未満の野生爬虫類飼育

農林水産省は、上記第 43 項の各分類の定義を定めるものとする。
- 44. 輸出水産物および穀物ならびに作物製品の冷凍および加工：
  - 44.1 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である輸出水産物の冷凍および加工
  - 44.2 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である輸出用の各種穀物および作物製品の加工
- 45. あらゆる電気通信サービスについての付加価値サービスの提供
- 46. 不動産開発

### **第 3 条：関税免除の対象であるが、利益税免除の対象ではない特定の投資活動**

- 1. 電気通信基本サービス
- 2. ガソリン、石油およびあらゆる種類の鉱業（ガソリンおよび石油事業のための補給基地を含む）の探査

## 付属 2

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANK/BK 号の付属

### カンボジア王国における投資案の申請 (第 5.2 条)

#### I. 当該人の詳細：

##### a 一般情報

- 当該人の名称（自然人または法人） .....
  - 住所 - 当該人の事務所所在地： .....
    - 電話番号： ..... Fax： .....
    - 電子メール： .....
  - 親会社の名称： .....
    - 住所： .....
    - 電話番号： ..... Fax： .....
    - ウェブサイト： ..... 電子メール： .....
  - 会社種類（ボックス  にチェックマーク  を付けてください）
    - 企業(Corporation)  パートナークシップ  外国営利会社(Foreign Commercial Company)
- 注記： 企業には次が含まれる：非公開有限責任会社（Private limited Company）、公開有限責任会社（Public limited Company）および単独出資による非公開有限責任会社（Single Member Private Limited）
- 登記出資金： ..... 内、外国 ..... %、国内 ..... %
  - 銀行に預金残高証明書の明細 25%.....

b. 当該人の構成

株主

姓および名	国籍	身分証明書または旅券の番号および日付	住所	株式保有率
1.....				
2.....				
3.....				
4.....				

取締役員の構成（第三者を含む）

姓および名	国籍	身分証明書または旅券の番号および日付	住所	会社における職位	文書への署名権者
1.....					
2.....					
3.....					
4.....					

**II. 投資申請書：**

**a. 一般情報**

- 投資活動： .....

- 投資区分：（ボックス□にチェック✓を入れてください）

- 農業農産業       土木工事       エネルギー       財務  
 産業       鉱業       観光産業       輸送       電気通信  
 上水       工業地区       その他

- 申請者:  
 氏名 .....住所.....  
 会社における職位 .....電話番号 : ..... Fax : .....  
 承認書 (会社内での職位のない場合) : 番号 : ..... 日付 : .....
  
- 総資本投資(Total Capital Investment):.....。 内、以下についての資本 :  
 建設・敷地造成..... m<sup>2</sup> 価格 : ..... 米ドル  
 既存の建設  新規建物   
 生産設備 (機械類、製造設備その他の材料) の価格 : ..... 米ドル (付属に  
 記載する添付表を添える)  
 事務設備の価格 (米ドル) : .....  
 その他価格 (米ドル) : .....
  
- 土地 (面積 m<sup>2</sup>) : ..... 価格..... 米ドル
  
- 資本投資源 : 自己資本 : ..... 長期銀行借入金 : .....  
 短期銀行借入金 : .....
  
- 投資の所在地 : 土地区画番号 : ..... 通り ..... 村  
 自治体/Sangkat ..... 地区 : .....  
 州/町 : ..... 面積 : ..... m<sup>2</sup>
  
- プロジェクト実施計画 :  
 建設開始 ..... 予定完了日 .....  
 機器設置時期 ..... 製造開始.....

- 製品情報：

製品種類	単位	年間製造能力				市場	
		初年度		最大能力		国内 (%)	輸出 (%)
		数量	価格	数量	価格		

- 労働力要件

労働の種類	開始時期		最大能力	
	現地人	外国人	現地人	外国人
- 管理職				
- エンジニア				
- 技術者				
- 顧問				
- 事務職員				
- 熟練労働者				
- 非熟練労働者				
合計				

- 年間必要生産資材（原材料）：付属に添付の書式に記入のこと

- 必要エネルギーおよび水：

年間の石炭または薪： .....m<sup>3</sup>/年、ガソリン： ..... トン/年

石油： ..... トン/リットル/年

電気（組立電力）： .....メガワット、年間必要量..... キロワット時

使用水量： .....m<sup>3</sup>/年

- b. 選択：**
- 利益税の免除および投資保証
  - 特別償却および投資保証
  - 投資保証（優遇措置を求めないもの）

（投資家は、上記3つの選択肢より1つのみ選択可能）

**c. 環境に関する情報：**

原材料および完成品の投資地域へのまたは投資地域からの輸送方法：

.....

.....

.....

推定量：

液体廃棄物：..... m<sup>3</sup>/月      固形廃棄物：..... m<sup>3</sup>またはトン/月

排出ガス：..... /日

評価濃度一覧：

廃物投棄処理

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| - pH：.....                                       | - アンモニア (NH <sub>3</sub> ) ..... |
| - 硝酸性窒素 .....                                    | - 重金属 .....                      |
| - フェノール (C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> OH) ..... | - 油脂 .....                       |
| - 濁度 .....                                       | - 伝導率 .....                      |
| - 水に溶けている硬質物質の総数 .....                           |                                  |
| - 水に沈積している硬質物質の総数 .....                          |                                  |

大気中の気体分子の揮発

- |               |               |
|---------------|---------------|
| - 一酸化炭素.....  | - 二酸化窒素 ..... |
| - 硫黄酸化物 ..... | - オゾン .....   |
| - 鉛 .....     |               |

固形廃棄物および液体廃棄物の処分地区、またガス排出地区として用いられる場所

.....

.....

.....

.....

増加する騒音および振動の発生源

.....

.....

.....

.....

従業員、作業者の居住環境

- 上水の供給 : .....
- 健康、安全 : .....
- 衛生 : .....
- 固形廃棄物の管理 : .....

**d- 税務情報**

付属に添付の書式に記入のこと。

**e- 基本定款および付属定款に関する情報**

ここに、会社の定款、株主の写真、旅券の写しまたは身分証明書を添付する。

**III. 保証：当該プロジェクトの所有者として、私は、以下の通り保証する。**

当該プロジェクトは、カンボジア王国の投資法改正法の施行に関する政令 111 の付属 I 第 1 条に記載する不適格リストに含まれない。

上情報は正確であり、かつ偽りはありません。

作成日： .....年 .....月 .....日

署名

付属 2-1

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する  
2005年9月27日付政令第111 ANK/BK 号の付属

必要とする生産設備一覧

投資プロジェクト ..... 向け

番号	品目一覧	単位	数量	単価 (USD)	総額 (USD)	原産地	
						国内	輸入
	1	2	3	4	5	6	7
	合計						



### 付属 3

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する  
2005年9月27日付政令第111 ANK/BK の付属  
(第 6.3 条)

『条件付投資登録』は、投資法およびカンボジア王国投資法改正法の施行に関する政令によるものである。

本投資家の名称.....

本投資家の住所.....

適格投資プロジェクトの詳細.....

本投資家のカンボジアにおける代表者の名称、住所および連絡先.....

QIP を合法的に実施するために必要な承認、認可、通関手続、免許、許可または登録、および申請者が各省庁等の基準を満たした場合にそれらの発行を担当する王国政府の省庁、局、当局または機関

承認等

大臣

基準

(挿入)

投資家がカンボジア王国投資法改正法の施行に関する本政令第 5.5 条に基づき行った選択

投資家がカンボジア王国投資法改正法の施行に関する本政令第 5.7 条に基づき行った選択

.....

カンボジア王国の投資法改正法第 14.1 条に基づく利益税免税期間を含め、最終投資登録証明書が発行された場合に QIP に適用される投資優遇措置および保証

.....

QIP を実施する本投資家の基本定款および付属定款

.....

.....